

2022年10月からの 社会保険の適用拡大について



2022年10月から、常時100人を超え500人以下の規模の事業所も「特定適用事業所」とされるため、パート・アルバイトのうち、下記の加入要件を満たす者を健康保険・厚生年金保険の被保険者として取り扱う必要があります。

	現在(2022年9月30日まで)	2022年10月1日以降
特定適用事業所の従業員数	501人以上	101人以上(※)
加入要件	週の所定労働時間が20時間以上	同左
	月額賃金が8.8万円以上	同左
	一年以上雇用の見込みがある	2カ月 を超える雇用の見込みがある
	学生ではない	同左

※2024年10月からは従業員51人以上の企業が対象となります。

従業員数100人を超える企業とは

厚生年金の被保険者の総数が100人を超えることが見込まれる状態の企業を指します。従業員数100人超に該当する企業および該当する可能性のある企業は、2022年8月頃、日本年金機構からお知らせが届きます。

【注意点】

- ・今回の適用拡大の対象となる短時間労働者は、被保険者の総数に含めません。
- ・「厚生年金保険」の被保険者が対象ですから、70歳以上で健康保険のみに加入しているような方は対象に含めません。

パート・アルバイトの所定労働時間が変更になった場合の取り扱い

「特定適用事業所」におけるパート・アルバイトの所定労働時間が変更になった場合は、その状況に応じて「資格取得届」または「被保険者区分変更届」の届出を行う必要があります。

例	必要な手続き
週の所定労働時間が20時間未満の従業員が20時間以上になった場合	資格取得届 の提出
週の所定労働時間が20時間の従業員が30時間(一般被保険者)になった場合	被保険者区分変更届 の提出「短時間労働者」⇒「一般」
週の所定労働時間が30時間の従業員が20時間(短時間労働者)になった場合	被保険者区分変更届 の提出「一般」⇒「短時間労働者」
雇用契約では週の所定労働時間が20時間未満であるが、実際の労働時間が2カ月連続して週20時間以上となり引き続き同様の状態が続く場合	資格取得届 の提出(3カ月目の初日が資格取得日)

必要な対応について

まずは自社が2022年10月以降の「特定適用事業所」に該当するかをご確認下さい。
該当する場合は、パート・アルバイトのうち、加入要件を満たす方に今後は社会保険に加入しなければならないことを説明し、働き方や勤務時間などの労働条件について話し合いを進めることをおすすめします。

社会保険の適用拡大に伴い、企業の社会保険料も増加します。どのくらい増加するのかを早い段階で確認し、採用計画などの見直しなども検討する必要があるかもしれません。

CONTENTS

01. 改正公益通報者保護法について
02. 相続放棄について
03. 税務行政のデジタル・トランスフォーメーション
04. 2022年10月からの社会保険の適用拡大について



NTS 総合コンサルティンググループ

〒100-0005 東京都千代田区丸の内2丁目3番2号 郵船ビル701
電話 03(6212)2330 HP: <http://nts-cgr.jp/>

- NTS 総合税理士法人
- NTS 総合弁護士法人
- NTS 総合司法書士法人
- 監査法人 アイリス
- NTS 総合社会保険労務士法人
- NTS 丸の内社会保険労務士法人



NTS 総合コンサルティング
グループ
NTS 総合弁護士法人／
NTS 丸の内社会保険労務
士法人

代表社員弁護士兼
社会保険労務士

櫻井 宏平

暑い日が続いておりますが皆様いかがお過ごしでしょうか。

平素より、NTSグループがお世話になり誠にありがとうございます。
近年リモートによる働き方が急加速し、今では新型コロナウイルスの「感染対策」から「生産性向上」という観点で注目され、働き方に見合った規程の改訂などのご相談が多くなってきております。

裁判実務にもリモート対応の流れが本格化しており、民事訴訟法が改正され、改正法が本年5月25日に公布されました。オンライン申立て等の範囲の拡大や、申立書面や判決書等を電子化する規定、オンラインによる口頭弁論の手続を行うことを

可能とする規定の整備など、幅広い改正内容となっています。

同じく新型コロナウイルスの問題を契機としたものとして、デジタル化への急激なシフトやAIの社会実装の進展、リモートを取り入れる形での働き方の変容、技術・重要データの保全(海外流出防止)の一層の要請等、さまざまな変化の中で、「情報財」を保護し得る「不正競争防止法」の役割が益々大きくなってきています。これを受け、経済産業省の不正競争防止小委員会が同法について、時代の要請に応じた適切な制度・運用とするための諸課題の検討・中間報告を発表しており、今後の動向が注目されます。



NTS 総合弁護士法人

改正公益通報者保護法について

6月1日から「改正公益通報者保護法」が施行されました。

2000年代初めごろ、企業の不祥事が相次いで発覚しました。そして、そのきっかけの多くが事業者内部の関係者からの通報であったことから、内部通報の重要性が認識されました。

- しかしながら、労働者による通報が社会にとって有益である一方、通報を行ったことを理由として、事業者が労働者を不利益に扱うことが可能でした。なぜなら、労働契約における使用者は労働者に対して、
- ① その労務の提供に関して指揮命令権を有する
 - ② 就業規則においては労働者の秘密保持義務等が規定されていることが多い

ことから、これらを根拠として、通報を行った労働者に対して解雇、懲戒その他の不利益な取り扱いが行われる恐れがあったからです。そこで、2004年、公益通報者保護法が制定され、通報者の保護を図ることにしました。

その後、関係法令の改正があったほか、実態として、公益通報者保護制度が適切に機能しなかった事例があったため、今回の改正となりました。

改正の主な内容としては

- ① 退職者と役員を公益通報の主体として追加
- ② 通報対象事実の拡充

→次ページに続く

相続放棄について

1 空き家問題に伴う相続放棄の増加

最近、相続放棄の相談が増えてきております。というのも、市区町村が空き家対策の一環で、空き家の名義人の相続人に対し、老朽化した建物の撤去を求める通知をすることが増えてきていることが原因です。そのような空き家は相続登記が未了の場合が多く、通知を突然受けた相続人としても、空き家の名義人がどこの誰なのか分からないということが多いです。そのため、通知を受けた相続人が、関わり合いたくないという考えもあり、相続放棄を希望されるようです。

2 相続放棄とは

相続放棄については、民法第915条第1項本文に

において、「相続人は、自己のために相続の開始があったことを知った時から三箇月以内に、相続について、単純若しくは限定の承認又は放棄をしなければならない。」と規定しています。

相続期間が3カ月以内ということは皆様もよく耳にしていると思いますが、「自己のために相続の開始があったことを知った時から」3カ月以内であることが重要です。相続開始から3カ月以内ではないのです。一般的には、「被相続人の死亡を知った時から」3カ月以内と言われています。

しかし、市役所からの通知を見て、「あなたは●●（名前の知らない人）の相続人です」とは書かれていても、被相続人の詳細が分からないことが多いです。そのため、形式的に通知がなされた時から3カ月以内というものでもなく、後日市役所に問い合わせを

は、努力義務にとどめられています（新法11条3項）。

なお、整備すべき体制については、指針が定められることとなっています（新法11条4項）。体制整備義務は、内閣総理大臣の指導、勧告等の対象であり（新法15条）、常時使用する労働者が300人を超える事業者については、体制整備義務を遵守せず、内閣総理大臣の勧告にも従わない場合には、その旨が公表されることになっています（新法16条）。

2 事業者における公益通報窓口担当者の守秘義務の新設

通報対象事実が生じ、又はまさに生じようとしていると思料する場合の通報（いわゆる1号通報）は、事業者にとって不正行為が公になる前に是正する機会を得られる点で有益です。しかしその反面、通報者からみれば、自身が通報を行ったことによる不利益取り扱いを受けるおそれ大きいといえます。よって、内部通報を促進するためには、公益通報者が特定されないことを確保する必要があります。

そこで、改正法は公益通報対応従事者について、公益通報者を特定させる事項についての守秘義務を設けました（新法12条）。この守秘義務違反には罰金刑が科されています（新法21条）。

あわせて、改正公益通報者保護法施行に際し、消費者庁より指針やガイドラインが発表されています。貴社の公益通報者保護制度が改正法に反していないか、指針やガイドラインを基に確認してみてはいかがでしょうか。

会計・税務 NTS 総合税理士法人

税務行政のデジタル・トランスフォーメーション

■ e-Tax でのダイレクト分割納付・国税の分納が可能に

納税者のやむを得ない事情により納期限までに一括納付が困難な場合には、税務署への事前相談を必須としたうえで、複数の納付予定日を指定し納期限後の国税を分割納付することができます。これまで分割納付は紙ベースの納付書での納付のみでしたが、5月23日からダイレクト納付による納付が可能となりました。一度の登録で12カ月後の日付まで納付予定日を指定し、最大48回の分割納付が可能となります。

事前相談時には、一般的に直近3カ月以内の収支がわかるもの（例：収支報告書、預貯金口座の明細など）が必要です。

■ 個人の申告書等の閲覧等がe-Tax 上で可能に

5月23日より「申告書等情報取得サービス」も始まり、個人が書面提出した直近2年分の確定申告書等の内容について、e-Tax 上で閲覧・取得できるようになりました。利用者はe-Tax にログインし、申請画面上からマイナンバーカードによる電子署名を行うことで、申請後数日以内に通知があり、過去に提出した直近2年分の「確定申告書」、「収支内訳書」、「青色申告決算書」の閲覧及び

国税庁においては、昨年6月に「**税務行政のデジタル・トランスフォーメーションー税務行政の将来像2.0ー**」を公表しました。この将来像では、「あらゆる税務手続きが税務署に行かずにできる社会」に向けた構想が示されております。そのなかで、最近実現された（される予定の）手続きをいくつかご案内いたします。

PDFデータを無料で取得することができます。2023年以降は、対象書類の範囲が直近3年分まで広がる予定です。

■ 地方税／QRコード付き納付書を活用へ

eLTAX（地方税ポータルシステム／インターネットを利用し地方税における手続きを電子上で行う）を通じた電子納付については、主に法人の対象税目に限られていましたが、個人の納税者も納付機会が多い固定資産税、都市計画税、自動車税（種別割）・軽自動車税（種別割）がeLTAXの対象税目に追加されます。また、地方税における統一規格のQRコードの活用にも一定の目途が付いたことから、令和5年度分の固定資産税などでQRコード付き納付書が用いられることとなりました。

QRコード付き納付書を活用すれば、納税者は外出せず、スマートフォンなどから地方税を電子納付できることとなり、金融機関は手作業でまとめていた各自治体宛の納付書の管理等がなくなります。さらに各自治体は、納付書に基づくデータ入力が必要となります。

QRコードの活用を含むeLTAXを通じた電子納付の対象税目については、令和5年度からその他全税目でも拡大していく予定です。

して自分が相続人であることが間違いないと認識したときや、債務調査をして債務超過であることが判明したときなど、要は「**相続放棄を選択することが可能となった時**」から3カ月以内ということになります。

また、仮に上記の3カ月以内を経過してしまっても、3カ月以内に相続放棄を申述することができなかった正当な理由を家庭裁判所に上申することで、相続放棄が許される場合もあります。

3 相続放棄の手続

相続放棄の手続きは、被相続人の最後の住所地を管轄する家庭裁判所に対して、以下を提出することで開始されます。

- ① 相続放棄の申述書
- ② 自分が相続人であることを証明する書類（戸籍謄本等）

③ 相続開始を知ったことを証明する書類（市役所からの通知等）
家庭裁判所に書類を提出した後、家庭裁判所から相続人に**照会書**が届きます。照会書の内容は家庭裁判所ごとに若干フォーマットが異なりますが、おおむね相続放棄をした理由や、被相続人の財産を把握しているかなど、**相続放棄の意思が真正なものかを確認する内容**となっています。照会書を裁判所に返送することで、家庭裁判所で特に異論がなければ、相続放棄の申述が無事に受理され、**相続放棄申述受理通知書**が相続放棄を申し立てた相続人のもとに届き、手続きは完了となります。

相続放棄の申述は、上記のとおり相続開始を知ってから3カ月以内という時間制限があることから、円滑に手続を進めるためにも、当方のような専門家にお任せいただくことをおすすめします。